

1 学校の概要

宇都宮市立国本中央小学校

所在地・ 電話番号	〒320-0075 所在地：栃木県宇都宮市宝木本町1864-1 TEL：028-665-0900				
児童数 (平成16年5月1日現在)	学年	児童数			学級数
		男	女	計	
	第1学年	14	13	27	1
	第2学年	19	18	37	1
	第3学年	20	16	36	1
	第4学年	13	18	31	1
	第5学年	16	13	29	1
	第6学年	11	16	27	1
	計	93	94	187	6
教員数	12名				
学校・地域の 教育的環境	宇都宮市は市内全60校の小学校があり、本校は市北西部の小規模校である。地域は宇都宮の中でもまだ自然に恵まれ、また近年宅地の開発により児童数も増加している。 宇都宮市では既に光ケーブルにより全小中学校が結ばれ、児童用パソコンはセキュリティ・フィルタリングなどの管理を市のセンターが常に行っているため、教師は安心して児童にパソコンを使用させることができる。さらに図書室も管理ソフトを用い貸し出しや検索が自由に行える。また、全校がホームページを開設し学校の情報を提供したり、公文書をやり取りしたりしている。 本校も同様に、総合的な学習の時間等に情報機器を活用した活動がよく見られ、児童のパソコン等への関心も高い。				

2 研究成果の概要

(1) 研究主題

著作権についての意識を高めていく方法の改善

ー 言葉の理解から意識としての理解へ ー

(2) 研究のねらい

本研究のねらいは、

「著作権について児童および教師や保護者など地域ぐるみで目的意識をもって学習していこうとする環境を設定すること」である。

今までも著作権等の学習については、教材や学習形態を工夫することでより分かりやすく理解できるような研究が行われてきた。一方普通の学校生活では、児童・生徒、教師の回りで起きる著作権等の問題について、あまり問題化されずに見逃されていることもあった。つまり、学習したことが実生活の中においてはあまり生かされていない、児童・生徒の意識の中に浸透していかない「著作権についての教育」をどのように工夫していったらよいのかが著作権教育を行う上での課題であった。

そこで、自分自身の問題を解決する過程において発生する、本当に必要感のある著作権等の課題を克服していくことで、単に文言としての著作権やその活動の制限等の理解から、自分のイメージ、過去の体験との結びつき、人との関わりなどを含めた深い理解ができるようにしていきたい。

そのためには、児童・生徒にどのような学習の場を設定していくことが、著作権を学んでいくために有効なのかを検証していくことにした。

(3) 研究の概要

ア 研究の方針

著作権についての意識を高めていくためには、児童・生徒が「著作権について知りたい」という関心を持てるようにすることが一番重要なことである。また同時にそれを指導していく教師や社会の著作権についての意識の向上も大切である。

そこで今回は、「ホームページコンテスト」を市内全80校の小・中学校を対象に行い、それに児童・生徒、教師や社会が関わっていくことで、わかりやすい目的のもと著作権についての意識向上を図っていくことにした。

つまり、児童・生徒にとっては、コンテストに応募するという目的のもと、自分たちの作った「ホームページ」が果たして公共の場にだしても大丈夫なのかという問題を解決していく。また、教師にとっては、児童・生徒が応募しようとしている作品が、著作権等数々の権利などを侵害していないのか、またどのようにそれを指導していけばよいのかという問題を解決していく。さらに社

会がその意図をくみ取りどのように関わっていけるかというように問題解決の輪を広げていく。
このように、児童・教師・社会が一体となって研究を進めていくことにした。

イ 研究1 「児童の著作権についての意識を高める学習の展開」

小学校6年生30名を対象に「自分たちの学校紹介をホームページコンテストに応募しよう」という目的で、授業を展開し、その中で専門家との関わりを通して、著作権についての意識を高めていった。

【授業の実際】

○総合的な学習の時間 12時間

○活動名 「花と小鳥とみどりの学校を みんなに伝えよう」

○対象児童 6年生30名（内容によって2～4名のグループに編成）

○授業の流れ

- ・ホームページとはどういうものかを知る…1時間
- ・自分たちの伝えたい内容を考え、ページの構想を練る…2時間
- ・取材をしたり、ホームページを作ったりする…5時間
- ・コンテストに出品できるのか、不安に思っていることについて専門家の話を聞いたりソフトを使ったりして著作権について学ぶ…2時間

（※別紙1「授業の概要」、および別添映像参照）

※日常著作権に関わることの多い新聞社の人を外部教師として招く

※文化庁学習ソフト「これであなたも著作権何でも博士」を利用

- ・自分たちの作品を見直し、改良する…2時間

※教育委員会 情報担当指導主事を外部教師として招く

ウ 研究2 教師や大人の著作権に対する意識の高揚

コンテストを行うのは初めてということもあり、県、市の教育委員会から後援を受け、市の小中学校の情報教育部会、宇都宮大学の教育実践総合センターの主催、またNTT、新聞社の協力のもと、「ホームページコンテスト」を立ち上げた。このコンテストは必ず学校を通し応募することで、教師の著作権等に関する意識も高めていくことにした。

【ホームページコンテストの開催】（※別紙2 「コンテストの実施要項」参照）

○コンテストの目的

- ・小・中学生が創意工夫しながら楽しくホームページを作成することを通して、著作権の概念、個人情報保護などの人権問題、情報を受けとる様々な人への対応などの情報モラルを学習していく

○対象

- ・宇都宮市内小中学校、全80校の児童・生徒（来年は全県下）

○コンテストの流れ

- ・ 9 月 全校へ実施要項を配付する。

各校の学校長、情報担当者へコンテストの趣旨と積極的な参加を呼びかける。

- ・ 11 月～1 月 作品募集

この間、コンテスト広報用ホームページを宇都宮大学教育学部実践教育総合センター内に立ち上げ、その中に著作権等の質問コーナー（対応は新聞社）を設ける。また新聞社ホームページにもバナーを作成してもらい、一般社会にもコンテストについて広く伝えるようにする。

（※別紙 3 「コンテストの広報状況」参照）

- ・ 2 月 作品審査

著作権については、避けて通るのではなく積極的に解決しようとしているという項目を審査規準に設ける

- ・ 3 月 結果報告、優秀作品掲載 (<http://et.mine.utsunomiya-u.ac.jp/hpcon/>)

（４）研究の成果

【成果】

○児童

- ・ 著作権が言葉だけの「権利」としての理解から、「難しいもの」「人の持っているもの」「その人に確かめることが大切」と理解を深めることができた。

（※別紙 4 「授業前後のイメージの変容」, 「授業後のホームページの例」参照）

○教師

- ・ コンテストを目指したホームページ作成の授業をとおして、以下のことが明らかになった。
問題意識を十分に高めた上で、著作権について学ぶことで児童の深い理解につながる
「ホームページを作った後の時間」を情報教育で大切にしていかなければならないこと

○社会

- ・ コンテストについて新聞掲載や新聞社ホームページにバナーを貼ることで、そこからのアクセスやいろいろな団体からの反響で、学校での著作権教育についての関心の高さを知ることができた。

○文化庁学習ソフト「これであなたも著作権何でも博士」

- ・ 問題は児童の学校生活に合ったもので、積極的に活用できた。
- ・ ただのゲームで終わらないように、ソフトを使う前の著作権についての解決意欲を十分に高めておく必要がある。

【課題】

今回は「コンテストに応募する」という場を提供することで、児童に関わる教師の意識も高めていこうとしたが、さらに、学校や社会が著作権等の権利についての大切さを理解し、全教育活動の中でそれらの啓蒙を図っていこうとする意識を高めていく方法をさらに追究していく必要がある。

著作権についての意識を高めていくための授業提案

2005.01.20 宇都宮市立国本中央小学校

授業者 高山裕一（本校教諭）

ゲストティーチャー 大野 和宏（下野新聞社）

1 本時のねらいについての説明（高山）10分程度

- ・ 前回までに明らかになった問題点を確認する
- ・ 自分の状況の確認と本時の目標を知る

→著作権について自分の問題として再認識することができる

- ・ 現在の自分の意識を連想法を使って表す（1）



2 ホームページを制作するときなどの著作権等の話（大野）30分程度

- ・ 必要な情報は自分で取り入れながら、話を聞く



3 質疑10分程度

- ・ 2の話からの疑問点、感想などを話す。
- ・ その他、自分たちのホームページでの質問などは学習活動4で行う。

4 再確認（学習ソフト「これであなたも著作権何でも博士」 文化庁を使用）15分程度

- ・ 2人1台のパソコンを利用し、学校や児童の身の回りに関する著作権の問題を解答していくことで、著作権についての意識をさらに高める。
- ・ 現在の自分の意識を連想法を使って表す（2）



備考

現在、ホームページを作成中に問題になっていること

- 1) CD（市販のイラスト集）から絵をコピーして作ったページを公開してよいのか
- 2) CDからの絵を自分で加工して使ってよいのか
- 3) 他の人が撮影した写真を断れば使って良いのか
 - 3-1) 撮影者の名前を載せればよいのか
 - 3-2) 後でやはりだめだと言われたらどうするのか（コンテストで入賞したときなど）
- 4) 自分で作った絵などはどんどん人にあげてよいのか
- 5) 友達の作ったページにリンクをはってよいのか



別紙1 「授業の概要」
資料1 単元について

目標

関心 進んで、分かりやすいホームページを調べて情報を集めている

思考 相手のためにどうすれば自分の思いが伝わるか、工夫することができる

技能 ホームページなどのソフトを使ってホームページが作れる

知識 著作権などホームページを作るときの必要な権利を理解している

活動の流れ

1 ホームページの構想を練ろう

個人で考える
チームで考えよう

2 ホームページの下書きをしよう

1 ページずつ下書きする
必要な情報の集め方を考える

3 ホームページを作ろう

作り方を学ぼう
著作権について学ぼう
情報を集めよう

4 問題点を明らかにしよう

作ったホームページをみんなに
てもらう
問題点を見つける
専門家に聞く

5 ホームページを仕上げよう

問題になった部分を改善する
コンテストに応募する

資料2 児童配布資料

国本中央小学校 ホームページコンテストプロジェクト

- | | |
|---|-------|
| 条件1 みんなの創意工夫があり、楽しいページであること | ☆☆☆☆☆ |
| 条件2 著作権や個人情報について積極的にクリアしようとしていること | ☆☆☆☆☆ |
| 条件3 見る人のことを考えて、
見やすい（色、文字の大きさ、配置など）ページになっていること | ☆☆☆☆☆ |
| 条件4 自分たちのよさ、誰に対して、何を伝えるのがよく分かること | ☆☆☆☆☆ |
| 条件5 ページのリンクが工夫されていること | ☆☆☆☆☆ |

伝えたいこと

伝えたい相手

自分たちのポイントにしたいこと

プロジェクト委員

1
2
3

各小中学校情報担当者 各位

宇都宮市小学校教育研究会情報・メディア部会長	小林 修一
宇都宮市中学校教育研究会情報部会長	小谷 和弘
栃木県情報教育研究会長	増渕 茂泰
宇都宮大学教育学部附属教育実践総合センター長	内野 康人之

平成16年度 ホームページコンテストのお知らせ

先生方には、日頃から宇都宮市の情報教育推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本年度より市小中教研を中心に下記のような目的でホームページコンテストを開催することになりました。より多くの児童・生徒に参加していただきたく、再度作品の募集要項をお送りします。

総合的な学習のまとめや、理科・社会の研究などを数ページリンクさせ簡単なホームページ(学校のホームページではありませんので、あまり大げさに考える必要はありません)とするだけで応募できます。また、デジタルカメラなどの賞品や学校賞も用意してありますので、奮って参加してください。

1 目 的

小・中学生が創意工夫しながら楽しくホームページを作成することを通して、著作権の概念、個人情報保護などの人権問題、情報を受けとる様々な人への対応などの情報モラルを学習していくことを目的とします。

2 実施要項

●主 催

宇都宮市小学校教育研究会情報・メディア教育部会

宇都宮市中学校教育研究会情報教育部会

栃木県情報教育研究会

宇都宮大学教育学部附属教育実践総合センター

●共 催

NTT東日本栃木支店

●後 援

宇都宮市教育委員会

栃木県教育委員会

下野新聞社

●募集対象

宇都宮市内の小・中学校の児童・生徒

●実施日程

応募作品〆切り	平成17年1月31日
作品審査	平成17年2月8日
審査結果発表	平成17年2月中旬
表彰(賞状・賞品の発送)	平成17年3月上旬

※なお優秀作品には、賞状と賞品、また応募者には参加賞を差し上げます。また入選作品は、コンテストホームページ上で公開し、応募者全員の学校名及び氏名を掲載する予定です。

●各賞および賞品〔各学年〕

最優秀賞	1点	小1～中3までの全9点の中から1点をNTT特別賞とする	賞状と賞品
金賞	2点	賞状と賞品	
銀賞	10点	賞状と賞品	
銅賞	その他全作品	賞状	
参加賞	全応募作品	賞品	
学校賞	小、中学校上位各2校	賞品	

※賞品には複合プリンター、デジカメ、DVDプレーヤー等を用意しています。

● 募集作品

作品は、総合的な学習や教科等のまとめなど授業で作成したもの、パソコンクラブや委員会、学校行事など児童が自主的に作成したもの、その他学校の自慢など内容は問いませんので、児童・生徒の自由な発想でお作りください。

● 応募方法

CD、MO、フロッピーディスク等の外部メディアにより、出品一覧表を添付の上、宇都宮大学教育学部附属教育実践総合センターまで郵送してください。

3 応募規定(不明な点については事務局までお問い合わせください。)

1)制作条件

- ア 市内各小・中学校からの応募とする。
- イ 作品は、児童・生徒が授業、特別活動、生徒会、部活動等を通して制作したものであること。
(リンク集は不可)
- ウ 制作者は、個人、グループ、学級など問わない。
- エ 基本的に児童・生徒の制作したものに限るが、教員等のアドバイスは可とする。

2)審査の観点

- ア 児童・生徒の発達段階に応じ創意工夫のある、楽しいホームページであること。
- イ 著作権、個人情報等の問題を単に避けているのではなく、積極的に解決しようとしていること。
- ウ だれにでも分かりやすいように、文字の大きさ、色、操作の一貫性、データ量等に配慮されていること
- エ ホームページの目的、対象、方法、内容などが明確であること。
- オ ページは3ページ以上とし、それぞれがリンクしていること。

3) 技術的な条件

- ア 作品のトップページは必ず「index.html」とすること。また各ファイルの拡張子は原則として「html」とすること
- イ 特殊なプラグインは使用しないこと。ただし Macromedia 社の flash は使用可とする
- ウ 全ページの総容量は圧縮なしで 5MB 以下とする
- エ ファイル名は全て半角英数の小文字に統一すること
- オ ホームページ作成ソフト、WEB ページ／フリー素材は使用可とする。

※コンテスト用ホームページに例を掲載 (<http://et.mine.utsunomiya-u.ac.jp/hpcon/>)

4 応募における留意事項

- ア 応募前に別なパソコン等で再度画像のリンク等を確認してください。
- イ 審査のために提出された作品及び CD 等のメディアは、原則として返却しません。
- ウ 作品自体の著作権は作者に有しますが、画像や音楽の素材についての著作権は作者が処理してください。また、作品は主催者の判断で使用・公開することがあります。
- エ 内容については担当教師が十分に指導することとしますが、事務局でも再度適切かどうか審査し、書き換え及び削除を依頼することがありますのでご了承ください。
- オ 作品については現在HP上に公開しているものも可としますが、他で入賞した作品は審査の対象外とします。
- カ 作品の応募に関する一切の費用は自己負担とします。また、作品の郵送中の事故（紛失・損傷）については、主催者は責任を取りませんのでご了承ください。

● 応募あて先

宇都宮大学教育学部附属教育実践総合センター

〒321-8505 宇都宮市峰町350

● 事務局（問い合わせ先）

宇都宮市立国本中央小学校 高山裕一

〒320-0075 宇都宮市宝木本町1864-1

TEL 028-665-0900 fax 028-666-1130 E-mail
ytakayama.jp@yahoo.co.jp

● コンクールホームページ

<http://et.mine.utsunomiya-u.ac.jp/hpcon/>

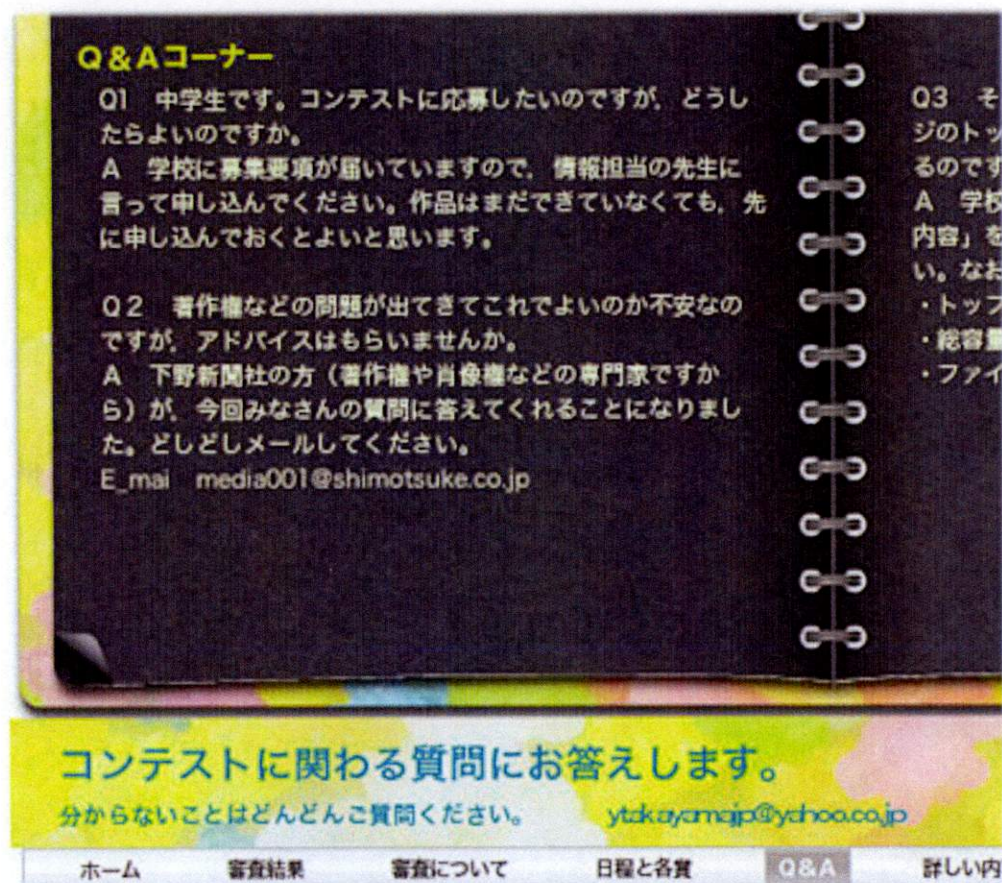
別紙3 「コンテストの広報」

コンテストホームページより <http://et.mine.utsunomiya-u.ac.jp/hpcon/>

図1 コンテストフロントページ



図2 著作権についての質問受け付け画面



下野新聞ホームページより

図3 コンテストのバナー

SP 少年女子など国体出場へ フィギュア全国予選



とちぎファームフェスタ 2005
2005年11月3日(木・祝)～6日(日)



ゴクッ ゴクッ

**小中学生
ホームページコンテスト**

昨日のニュース

2日前のニュース

3日前のニュース

■世界と日本の最新ニュース (共同通信社)



FLASH24
フラッシュ
記事はこちらから

【共同通信社特集】

- ◆新潟県中越地震
- ◆米大統領選
- ◆アテネ五輪
- ◆年金未納
- ◆鳥インフルエンザ
- ◆BSE
- ◆北朝鮮核・拉致
- ◆イラク情勢

図4 コンテスト開催の記事

THE SHIMOTSUKI 2004.11.16 下野新聞 3面

「ネット」のモラル学ぼう

宇都宮・小中学生対象に教諭ら

HPコンテスト開催へ

長崎県佐世保市の小六女児殺害事件など、インターネットと子どもたちのかかわりがクローズアップされる中、「今こそ積極的にネットにかかわろう」と、宇都宮市の小中学校教諭らが初のホームページ（HP）コンテスト開催へ乗り出した。対象は同市内の小中学生。HP作成の過程でぶつかる著作権や個人情報保護などの問題について、教師や保護者とともに考え、情報モラルを学んでもらうのが狙いで、来年度は県内全域で実施する。

インターネットは、世界中からさまざまな分野の情報を集めたり、自らも情報発信できるなど便利な面がある一方、誤った情報や不適切な情報に触れるなどマイナス面もある。以前は「インターネットに触れさせなければ」との考えもあったが、佐世保事件などを機に一層の情報モラル教育を求める声が強まっている。

このため「個人情報保護など言葉での理解だけでなく、実際に体験することが大切」と同市小学校教育研究会情報・メディア教育部会、同市小学校教育研究会情報教育部会などが、初めてのHPコンテストを行うことにした。NTT東日本栃木支店も協力する。

作品は総合的な学習など授業で作成したもの、パソコンクラブや委員会、学校行事など児童、生徒が自主的に作成したものなど自由。応募は個人、グループ、学級単位でも可。

CD、MD、フロッピーディスクなどの外部メディアにより、宇都宮大教育実践総合センターあてに送る。受付期間は十二月一日から来年一月十五日まで。出品一覧表は十二月末までに提出する。

県情報教育研究会事務局の高山裕一教諭は「皆に見てもらえるHPにするにはどうしたらいいか。問題を解決しながら、楽しい作品をどんどん作ってほしい」と呼び掛けている。

「ネット」のモラル学ぼう

HPコンテスト開催へ

宇都宮・小中学生対象に教諭ら

長崎県佐世保市の小六女児殺害事件など、インターネットと子どもたちのかかわりがクローズアップされる中、「今こそ積極的にネットにかかわろう」と、宇都宮市の小中学校教諭らが初のホームページ（HP）コンテスト開催へ乗り出した。対象は同市内の小中学生。HP作成の過程でぶつかる著作権や個人情報保護などの問題について、教師や保護者とともに考え、情報モラルを学んでもらうのが狙いで、来年度は県内全域で実施する。

インターネットは、世界中からさまざまな分野の情報を集めたり、自らも情報発信できるなど便利な面がある一方、誤った情報や不適切な情報に触れるなどマイナス面もある。以前は「インターネットに触れさせなければ」との考えもあったが、佐世保事件などを機に一層の情報モラル教育を求める声が強まっている。

このため「個人情報保護など言葉での理解だけでなく、実際に体験することが大切」と同市小学校教育研究会情報・メディア教育部会、同市小学校教育研究会情報教育部会などが、初めてのHPコンテストを行うことにした。NTT東日本栃木支店も協力する。

作品は総合的な学習など授業で作成したもの、パソコンクラブや委員会、学校行事など児童、生徒が自主的に作成したものなど自由。応募は個人、グループ、学級単位でも可。

CD、MD、フロッピーディスクなどの外部メディアにより、宇都宮大教育実践総合センターあてに送る。受付期間は十二月一日から来年一月十五日まで。出品一覧表は十二月末までに提出する。

県情報教育研究会事務局の高山裕一教諭は「皆に見てもらえるHPにするにはどうしたらいいか。問題を解決しながら、楽しい作品をどんどん作ってほしい」と呼び掛けている。

長崎県佐世保市の小六女児殺害事件など、インターネットと子どもたちのかかわりがクローズアップされる中、「今こそ積極的にネットにかかわろう」と、宇都宮市の小中学校教諭らが初のホームページ（HP）コンテスト開催へ乗り出した。対象は同市内の小中学生。HP作成の過程でぶつかる著作権や個人情報保護などの問題について、教師や保護者とともに考え、情報モラルを学んでもらうのが狙いで、来年度は県内全域で実施する。

インターネットは、世界中からさまざまな分野の情報を集めたり、自らも情報発信できるなど便利な面がある一方、誤った情報や不適切な情報に触れるなどマイナス面もある。以前は「インターネットに触れさせなければ」との考えもあったが、佐世保事件などを機に一層の情報モラル教育を求める声が強まっている。

このため「個人情報保護など言葉での理解だけでなく、実際に体験することが大切」と同市小学校教育研究会情報・メディア教育部会、同市小学校教育研究会情報教育部会などが、初めてのHPコンテストを行うことにした。NTT東日本栃木支店も協力する。

作品は総合的な学習など授業で作成したもの、パソコンクラブや委員会、学校行事など児童、生徒が自主的に作成したものなど自由。応募は個人、グループ、学級単位でも可。

CD、MD、フロッピーディスクなどの外部メディアにより、宇都宮大教育実践総合センターあてに送る。受付期間は十二月一日から来年一月十五日まで。出品一覧表は十二月末までに提出する。

県情報教育研究会事務局の高山裕一教諭は「皆に見てもらえるHPにするにはどうしたらいいか。問題を解決しながら、楽しい作品をどんどん作ってほしい」と呼び掛けている。

別紙4 授業後の変容

表1 授業前後の連想法で出てきた特徴的な文言

授業前	授業後
CD	授業では使っても良い
アニメ	キャラクター
本, 小説	ルール
彫刻	許可をもらえばいいものもある
保護	芸能人の写真はダメ
きまりごと	外国もきまっている
作る	犯罪
権利がある	だれにでもある権利
法律みたいなもの	肖像権もある
1回聞いたことがある	何かを作ったときにうまれる権利
やぶったら罰せられる	載せるときには作った人に確認する
勝手にコピーすると犯罪になる	勝手に使ったら犯罪
自分のオリジナル	肖像権
何かを完成させた人にある	報道する側の義務
絵画のコピー	曲の作曲者
デザインのまね	自分だけで楽しむのはよい
作者	確認は絶対に必要なもの
問題がいっぱいありそう	ソフトにもよいものとだめなもの
ニュース	個人のことを載せない
新聞	歌などは許可を取ってから載せる
パソコン	一つ一つ作者の確認をとる
人の情報をのせていいのか	曲など勝手にコピーしてはいけない
ホームページ	料理の本を見ながら料理するのはよい
芸術品	写真の顔はぼかした方がよい
製造メーカー	リンクするとき友達の許可をもらう
知らない	とてもむずかしい事
学級の総文言数	

89

204

表2 授業後に特に増えた言葉

	授業前	授業後
権利	7回	16回
許可	4回	17回
勝手	6回	19回
難しい	1回	9回
犯罪	2回	4回
確認	1回	16回
人	22回	38回

図1 著作権学習後のページの一部

- ・ 写真提供者の名前が付け足された
- ・ 断っていない人の顔をぼかした

